

河川愛護モニター募集要項

国土交通省では、河川環境の監視体制強化と、地域住民の河川愛護思想の普及を目的として、河川愛護モニター制度を実施しております。

現在、委嘱している河川愛護モニターの任期が6月末で終了するため、新しい河川愛護モニターを募集することになりました。

つきましては、下記により要領を掲載し募集いたしますので、興味のある方はご連絡ください。

記

○活動内容・・・河川愛護モニター巡視月誌の提出（月1回）。岩木川及び馬淵川に関する地域住民からの情報提供や、河川についての異常を発見した場合の通報。年に数回ある河川関係行事等への参加など。

○活動地区・・・	五所川原出張所管内	三好橋から神田橋区間（岩木川左岸）	1名
及び		保安橋から五所川原大橋区間（岩木川右岸）	1名
募集人数	藤崎出張所管内	岩木茜橋から清瀬橋区間（岩木川左右岸）	1名
	八戸出張所管内	尻内橋から大橋区間（馬淵川左右岸）	1名
		大橋から河口区間（馬淵川左右岸）	1名

○応募資格・・・①活動地区近くに居住している方で、岩木川及び馬淵川に接する機会が多く、河川愛護に関心を持ち、日常生活の中で知り得た情報を提供できる方（満20歳以上、男女は問いません）。

②河川愛護行事等に出席出来る方。

○手 当・・・月額4,500円程度予定

○期 間・・・2024年7月1日から2025年6月30日まで（予定）

○申し込み・・・履歴書に住所、氏名、年齢、電話番号、職業（地域活動、自治会等の経験がある場合も記入して下さい）、及び「川とのかかわり」について簡単に記述したものを（任意様式）を、下記の住所まで郵送して下さい。

【送付先】	〒030-0822 青森市中央三丁目20-38 国土交通省 東北地方整備局 青森河川国道事務所 河川占用調整課 (電話：017-734-4537) (FAX：017-722-2530)
-------	--

【締め切り】令和6（2024）年5月10日（金）（必着）

○その他・・・応募者多数の場合は、選考により決定します。

モニター行為に係る事故等の保険には当事務所では加入しませんので、ご了承ください。

※個人情報に関して

郵送していただいた履歴書は、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づき適切に取り扱い、河川愛護モニターのために活用させていただくものであり、これ以外の目的で使用することはありません。（*履歴書の返送は行いません。）

岩木川

○活動区間・・・三好橋から神田橋区間（岩木川左岸）

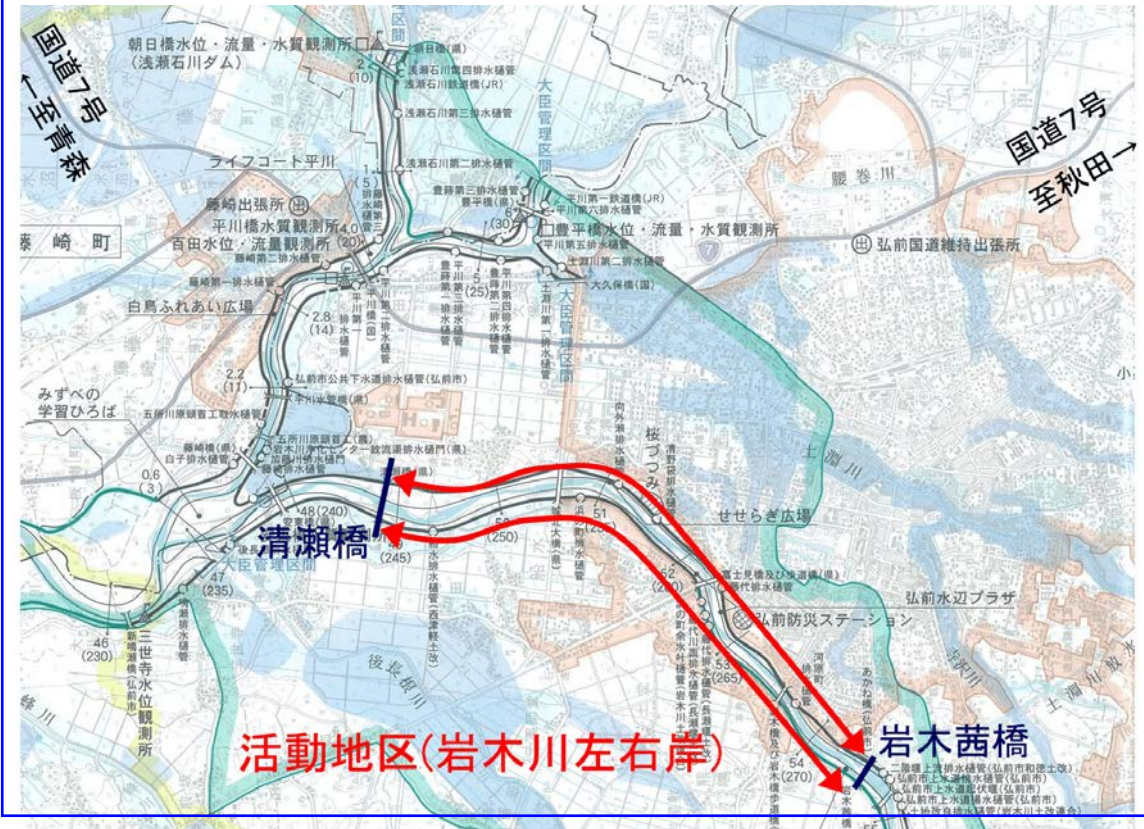


○活動区間・・・保安橋から五所川原大橋区間（岩木川右岸）



岩木川

○活動地区・・・岩木茜橋から清瀬橋区間（岩木川左右岸）



馬淵川

○活動地区・・・①大橋から尻内橋区間 ②大橋から河口区間（馬淵川左右岸）

